

熊本市公報

第 1373 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局総務課
発行日 毎月 15 日・末日

目 次

告 示

○特定計量器の定期検査（告示第 102 号）	211
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（告示第 103 号）	211
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス事業者の指定（告示第 104 号）	212
○屋外広告物法による保管した広告物又は掲出物（告示第 105 号）	212
○放置自転車の売却等（告示第 107 号）	213
○熊本市工事競争入札心得の一部改正（告示第 108 号）	213
○平成 25 年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達（告示第 110 号）	214
○差押調査（謄本）及び配当計算書の公示送達（告示第 111 号）	214
○平成 25 年度国民健康保険料督促状の公示送達（告示第 112 号）	214
○平成 25 年度介護保険料督促状の公示送達（告示第 113 号）	215
○平成 25 年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達（告示第 114 号）	215
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 115 号）	215
○交付要求通知書の公示送達（告示第 116 号）	216
○放置自転車の売却等（告示第 117 号）	216
○平成 25 年度介護保険料納付通知書の公示送達（告示第 119 号）	216
○使用料及び手数料の徴収又は収納事務の委託（告示第 122 号）	216
○介護保険法による指定居宅サービス事業所等の指定（告示第 123 号）	217
○介護保険法による指定居宅介護支援事業所の指定（告示第 124 号）	217
○県道の供用開始（告示第 125 号）	217
○市道の供用開始（告示第 126 号）	218

公 告

○開発行為に関する工事の完了（公告第 195 号）	218
○開発行為に関する工事の完了（公告第 199 号）	218
○開発行為に関する工事の完了（公告第 206 号）	219
○開発行為に関する工事の完了（公告第 207 号）	219
○開発行為に関する工事の完了（公告第 208 号）	219
○開発行為に関する工事の完了（公告第 209 号）	220
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による指定病院の指定（公告第 214 号）	220
○開発行為に関する工事の完了（公告第 215 号）	221

○開発行為に関する工事の完了（公告第 216 号）	221
○開発行為に関する工事の完了（公告第 218 号）	221
○平成 25 年度熊本市農用地利用集積計画策定及び縦覧（公告第 219 号）	221
○不動産の最高価申込者決定等（公告第 220 号）	222
○都市公園の供用開始（公告第 221 号）	222

南 区

○住民票の職権消除（南区告示第 1 号）	223
----------------------	-----

上下水道局

○外国の地方公共団体の機関等に派遣される熊本市上下水道事業企業職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程（上下水道局規程第 2 号）	223
○熊本市上下水道局庁舎管理規程の制定（上下水道局規程第 3 号）	224
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（上下水道局告示第 17 号）	230
○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 18 号）	231
○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 19 号）	231
○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 20 号）	232
○排水設備指定工事店の指定（上下水道局告示第 21 号）	232

教育委員会

○熊本市立小中学校学校事務支援室の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令（教育長訓令第 1 号）	233
○熊本市立小学校及び中学校通学区域の一部改正（教委告示第 3 号）	233

選挙管理委員会

○中央区選挙管理委員の補欠（中央区選管告示第 6 号）	257
-----------------------------	-----

農業委員会

○農業委員会総会の招集（農委公告第 3 号）	257
------------------------	-----

告 示

告示第 102 号

平成 26 年 3 月 3 日

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成 5 年法令第 329 号）第 10 条第 1 項第 1 号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり。

2 定期検査の実施期日及び場所、区域

検 査 日	検査場所
	検査区域（小学校区）
4 月 9 日（水）	西山中学校武道館
	一新・城西
4 月 10 日（木）	慶徳小学校
	慶徳・五福

※ 受付時間 午前 10 時から正午まで
午後 1 時から午後 3 時まで

※ 慶徳小学校会場は、受付が午後のみになります。

上記の期日に受検できない者は、市長が別に指定する期日に行う。

3 特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定による定期検査実施の場所及び期間

(1) 検査場所

特定計量器の所在の場所

(2) 所在場所検査に該当する特定計量器

ア 特定計量器の質量又は体積が大きいため、運搬が著しく困難なとき。

イ 特定計量器がその構造上運搬をすることにより、破損し、又は精度が落ちるおそれがあるものであるとき。

ウ 特定計量器が土地又は建物その他の工作物に取り付けられているため、その取り外しが困難であるとき。

エ 特定計量器の数が多き場合又は特定計量器の検査のため必要な検査設備を備えている場合であって、その所在の場所で定期検査を行っても定期検査の事務に支障がないとき。

オ 特定計量器の所在の場所で定期検査を行うことが、定期検査の事務の効率的な実施に資するものであるとき。

(3) 検査期間

平成 26 年 4 月 1 日（火）から平成 26 年 11 月 28 日（金）まで

告示第 103 号

平成 26 年 3 月 3 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第 69 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸山政史

No.	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間
1	スマイル薬局	熊本市北区植木町鑑田 10 29-3	平成 26 年 3 月 1 日 ～ 平成 32 年 2 月 29 日
2	はるかぜ薬局	熊本市東区榎町 2 番 13 号	平成 26 年 3 月 1 日 ～ 平成 32 年 2 月 29 日

告示第 104 号

平成 26 年 3 月 4 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

1 事業所の名称及び所在地

(1) たくまの里

熊本市東区御領一丁目 13-26

(2) かぼちやクラブ

熊本市北区飛田三丁目 9 番 20 号

(3) 就労移行支援事業所アイ・ネットワークくまもと

熊本市中央区水前寺六丁目 51 番 3 号

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(1) 社会福祉法人くまもと福祉会

熊本市東区御領一丁目 13-26 板井 八重子

(2) 医療法人おがた会

熊本市北区飛田三丁目 9 番 20 号 緒方 健一

(3) 特定非営利活動法人アイ・ネットワークくまもと

熊本市中央区水前寺六丁目 50 番 25 号 竹元 茂一

3 指定年月日

平成 26 年 3 月 1 日

4 障害福祉サービスの種類

(1) 居宅介護、重度訪問介護

(2) 短期入所

(3) 就労移行支援

5 主たる対象とする障害の種類

(1) 特定無し

(2) 身体障害者、難病患者、障害児

(3) 特定無し

告示第 105 号

平成 26 年 3 月 4 日

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日

2月17日	はり札等	5	本山	2月18日
	立看板等	5	桜木	
2月18日	はり札等	1	八王寺	2月19日
	立看板等	3	江津	
2月20日	はり札等	2	保田窪	2月21日
2月22日	はり札等	34	砂原・上代・野口・土河原・島町	2月23日
	立看板等	11	江津	
	のぼり・旗	1	上代	
2月24日	はり札等	1	清水亀井	2月25日
3月1日	はり札等	27	刈草・野口・上代	3月2日
	立看板等	2	近見	
保管場所 熊本市花畑別館 (熊本市中央区花畑町3-1)				

告 示 第 1 0 7 号

平成 26 年 3 月 6 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和60年条例第31号）第12条、第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第14条第2項及び第16条第2項並びに同条例施行規則（昭和61年規則第7号）第18条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第17条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日
平成26年3月6日
- 3 売却又は廃棄の台数
自転車 134台

告 示 第 1 0 8 号

平成 26 年 3 月 6 日

熊本市工事競争入札心得（平成2年告示第107号）の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市工事競争入札心得の一部改正

熊本市工事競争入札心得（平成2年告示第107号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「休日等前日」を「休日等の前日」に改める。

第 9 条第 5 項中「第 1 項に規定する」を「第 4 項に規定する」に改める。
様式第 1 号中「105 分の」を「 の」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告 示 第 1 1 0 号

平成 26 年 3 月 10 日

平成 25 年度後期高齢者医療保険料納入通知書 2 月分の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明で書類を送達することができないため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市健康福祉子ども局国保年金課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

告 示 第 1 1 1 号

平成 26 年 3 月 10 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第 131 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

1 人

2 送達をする書類名

差押調書（謄本）

配当計算書

告 示 第 1 1 2 号

平成 26 年 3 月 10 日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 25 年度	1 月期	556 人
	1 2 月期	20 人
	1 1 月期	8 人
	1 0 月期	1 人
	8 月期	3 人

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 26 年 3 月 19 日

告 示 第 1 1 3 号

平成 26 年 3 月 10 日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）第 9 条の規程により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸山政史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 25 年度	1 月期	151 人

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 26 年 3 月 19 日

告 示 第 1 1 4 号

平成 26 年 3 月 10 日

後期高齢者医療保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸山政史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 25 年度	1 月期	7 人

上記の者は、指定期限までに後期高齢者医療保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 26 年 3 月 19 日

告 示 第 1 1 5 号

平成 26 年 3 月 10 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4360190724	ホスピタリティ・ワン熊本市訪問看護ステーション 熊本市南区近見七丁目13番31号 グランフォーレ近見2-101号	株式会社ホスピタリティ・ワン 東京都港区海岸二丁目1番18号 代表取締役 高丸 慶	平成26年 3月17日	訪問看護
4360190724	ホスピタリティ・ワン熊本市訪問看護ステーション 熊本市南区近見七丁目13番31号 グランフォーレ近見2-101号	株式会社ホスピタリティ・ワン 東京都港区海岸二丁目1番18号 代表取締役 高丸 慶	平成26年 3月17日	介護予防訪問看護

告 示 第 1 1 6 号

平成 26 年 3 月 1 1 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 82 条第 2 項及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 331 条第 6 項、第 373 条第 7 項の規定に基づく交付要求通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき告示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（記載省略）
 - 1 人
- 2 送達する書類名
 - 交付要求通知書

告 示 第 1 1 7 号

平成 26 年 3 月 1 1 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（記載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日
 - 平成 26 年 3 月 1 1 日
- 3 売却又は廃棄の台数
 - 自転車 104 台

告 示 第 1 1 9 号

平成 26 年 3 月 1 2 日

平成 25 年度介護保険料納付通知書（普通徴収）の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であることから書類を送達することができないため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）第 9 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局高齢介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年 度	料 目	期 別	納 期 限	備 考
平成 25 年度	介護保険料	2 月期	平成 26 年 3 月 3 1 日	公示送達者 8 人（記載省略）
		3 月期	平成 26 年 3 月 3 1 日	

告 示 第 1 2 2 号

平成 26 年 3 月 1 4 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定に基づき、使用料及び手数料等の徴収又は収納事務の委託に関し、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 受託者
 - 熊本市中央区城東町 2 番 20 号 明治安田生命熊本ビル 1 F

株式会社 スーブル
代表取締役 藤井 淑人

- 2 委託期間
平成 26 年 3 月 15 日から平成 26 年 5 月 15 日まで
- 3 委託する歳入の種類
畜犬登録手数料及び狂犬病関係手数料

告 示 第 1 2 3 号

平成 26 年 3 月 14 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法第 115 条の 10 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービ スの種類
437011 0266	小規模デイサービス 憩乃家 長嶺南 熊本市東区长嶺南六丁目9番37号	株式会社タガヤサン 熊本市東区长嶺南六丁目9番37号 代表取締役 中村 大地	平成26年 3月10日	通所介護
437011 0266	小規模デイサービス 憩乃家 長嶺南 熊本市東区长嶺南六丁目9番37号	株式会社タガヤサン 熊本市東区长嶺南六丁目9番37号 代表取締役 中村 大地	平成26年 3月10日	介護予防 通所介護

告 示 第 1 2 4 号

平成 26 年 3 月 14 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 85 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービ スの種類
4370110 274	ケアプランセンターてとろ城山 熊本市西区城山下代二丁目14番 22号	特定非営利活動法人生き生きネット ワークてとろ 愛知県名古屋北区大曾根二丁目9 番66号 理事長 八神 威雄	平成26年 4月1日	居宅介護支 援

告 示 第 1 2 5 号

平成 26 年 3 月 14 日

県道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

道路の種類	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
一般県道	原植木線	北区植木町岩野 1 3 1 0 番 1 地先から 北区植木町岩野 1 8 2 番 1 地先まで	平成 2 6 年 3 月 1 4 日

告示 第 1 2 6 号

平成 2 6 年 3 月 1 4 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）同法第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
3 0 - 3 0 3 4 4	一木～上岩野線	北区植木町一木 1 2 2 番 4 地先から 北区植木町一木 1 0 5 番 1 地先まで	平成 2 6 年 3 月 1 4 日

公 告

公告 第 1 9 5 号

平成 2 6 年 3 月 5 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区池上町泥上 1 0 0 0 番 5、1 0 0 1 番、1 0 0 1 番 1、1 0 0 2 番、1 0 0 2 番 1、
1 0 0 4 番、1 0 0 5 番 1、1 0 0 5 番 2、1 0 0 6 番
6 9 9 1. 1 4 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市西区池上町 1 0 0 0 番地 5
株式会社 熊本清掃社
代表取締役 村平 頼宣

公告 第 1 9 9 号

平成 2 6 年 3 月 6 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
開発区域に含まれる地域の名称

熊本市東区桜木六丁目 3 3 9 番、3 4 0 番及び水路の一部
3, 4 3 7. 7 4 平方メートル

- 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区平成平成三丁目 1 6 番 2 7 号
株式会社 九建ホーム
代表取締役 福嶋 正夫

公 告 第 2 0 6 号

平成 2 6 年 3 月 7 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区城南町千町字著町 2 1 4 1 番
4 9 4. 9 3 平方メートル
- 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区富合町小岩瀬
氏名 登載省略

公 告 第 2 0 7 号

平成 2 6 年 3 月 7 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
開発区域に含まれる地域の名称
熊本市東区山ノ神二丁目 2 6 1 2 番 5 1 2、2 6 1 2 番 5 1 4、2 6 1 2 番 5 1 5、3 4 0 4 番
2、3 4 0 4 番 3、3 4 0 4 番 4、3 4 0 4 番 5、3 4 0 4 番 6、3 4 0 4 番 7、3 4 0 4 番 8、
3 4 0 4 番 9、3 4 0 4 番 1 0、3 4 0 4 番 1 1、3 4 0 4 番 1 2、3 4 0 4 番 1 3、3 4 0 4 番
1 4、市道
4, 9 6 5. 8 6 平方メートル
- 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区尾ノ上一丁目 5 番 2 0 号
株式会社 南栄開発
代表取締役 斉藤 忠

公 告 第 2 0 8 号

平成 2 6 年 3 月 7 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区鹿子木町字園畑 3 1 0 番、3 1 1 番 2、3 5 5 番 2、3 5 6 番 1、3 5 7 番 1、3 5
7 番 2
3, 8 8 9. 5 4 平方メートル
- 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区鹿子木町 3 5 6 番地
学校法人 北部学園
理事長 清田 和之

公 告 第 2 0 9 号
平成 2 6 年 3 月 7 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区植木町山本字崩平 1 0 3 3 番 6
4 6 7. 1 5 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区植木町一木
氏名 登載省略

公 告 第 2 1 4 号
平成 2 6 年 3 月 1 2 日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 1 9 条の 8 の規定により、指定病院として次のとおり指定する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 病院の名称
 - (1) くまもと青明病院
 - (2) ニキハーティーホスピタル
 - (3) 森病院
 - (4) ピネル記念病院
 - (5) 明生病院
 - (6) 龍田病院
 - (7) 桜が丘病院
 - (8) 弓削病院
 - (9) 向陽台病院
 - (10) 城南病院
- 2 病院の所在地
 - (1) 熊本市中央区渡鹿 5-1-37
 - (2) 熊本市東区月出 4-6-100
 - (3) 熊本市南区近見 1-3-36
 - (4) 熊本市東区佐土原 1-8-33
 - (5) 熊本市北区大窪 2-6-20
 - (6) 熊本市中央区黒髪 6-12-51
 - (7) 熊本市西区池田 3-44-1
 - (8) 熊本市北区龍田町弓削 679-2
 - (9) 熊本市北区植木町鑑田 1025
 - (10) 熊本市南区城南町舞原無番地
- 3 指定期間
平成 2 6 年 3 月 1 日から平成 2 9 年 2 月 2 8 日まで

公 告 第 2 1 5 号

平成 26 年 3 月 1 2 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区山室一丁目 86 番、87 番の一部、88 番の一部、89 番の一部、90 番の一部、112 番 1 の一部、112 番 2 の一部、113 番、114 番、115 番の一部、116 番の一部、117 番の一部及び市道、里道
4,691.23 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区小山五丁目 2 番 15 号
株式会社 エムケイ・コーポレーション
代表取締役 村上 龍一

公 告 第 2 1 6 号

平成 26 年 3 月 1 2 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区植木町岩野字浄行寺 974 番 1、974 番 2、974 番 3
385.61 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区植木町岩野
氏名 登載省略

公 告 第 2 1 8 号

平成 26 年 3 月 1 3 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区桜木六丁目 381 番 3、381 番 6、381 番 8
1,854.64 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
福岡県久留米市小頭町四丁目 136 番地 1
株式会社 アペックス
代表取締役 梶原 龍太

公 告 第 2 1 9 号

平成 26 年 3 月 1 4 日

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、平成 25 年度熊本市農用地利用集積計画第 12 号を定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

公 告 第 2 2 0 号

平成 2 6 年 3 月 1 4 日

次のとおり換価財産の最高価申込者を決定したので、国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 1 0 6 条第 2 項の規定により公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 換価財産

(1) 売却区分 1 号

ア 不動産の表示

(土地の表示)

所在 熊本市南区良町四丁目

地番 2 9 7 番 1

地目 宅地

地積 5 0 0 . 2 7 m²

(土地の表示)

所在 熊本市南区良町四丁目

地番 3 0 0 番 1

地目 田

地積 1 9 7 . 0 0 m²

イ 最高価申込額 2 3 , 6 0 0 , 0 0 0 円

ウ 最高価申込者氏名又は名称 有限会社大真開発

エ 最高価申込者の決定年月日 平成 2 6 年 3 月 1 3 日 (木)

オ 売却決定日時及び場所

日時： 平成 2 6 年 3 月 2 0 日 (木) 午前 1 0 時

場所： 熊本市役所財政局納税課

公 告 第 2 2 1 号

平成 2 6 年 3 月 1 4 日

都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、次のように都市公園の供用を開始するので公告する。

都市公園の区域に関する関係図書は、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 名称及び位置

名 称		位 置
番 号	公 園 名	
2・652	佐土原三丁目中央公園	東区佐土原三丁目3464番6
2・653	佐土原三丁目東公園	東区佐土原三丁目454番4
2・654	近見六丁目東公園	南区近見六丁目995番5
2・655	麻生田三丁目あそだ公園	北区麻生田三丁目1688番1外
2・656	野口三丁目公園	南区野口三丁目1213番5

2 供用開始の期日

平成26年3月14日

南 区

南区告示第1号

平成26年3月7日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成26年2月10日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市南区長 永目工嗣

以下、登載省略

上下水道局

上下水道局規程第2号

平成26年3月3日

外国の地方公共団体の機関等に派遣される熊本市上下水道事業企業職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 宮原國臣

外国の地方公共団体の機関等に派遣される熊本市上下水道事業企業職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

外国の地方公共団体の機関等に派遣される熊本市上下水道事業企業職員の給与等に関する規程（昭和63年水道局規程第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（派遣職員の給与）」を付する。

第3条の前の見出しを削り、同条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に、「支給割合」を「管理者が定める割合」に改め、同条第6項中「日の」を「日を」に改め、同条第7項中「管理者」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改め、同条第8項中「前各項」を「第1項及び前2項」に改める。

第4条中「第26条第1項」を「第36条第1項」に改める。

第5条第1項中「昭和42年水道局規程第5号」を「平成21年上下水道局規程第47号」に、「第5条第1項又は第8条第4項」を「第2条の規定によりその例によることとされる熊本市職員の退職手当に関する条例（昭和30年条例第16号。以下「退職手当条例」という。）第5条第1項又は第7条第4項」に改め、同条第2項中「第7条の4第1項及び第8条第4項」を「第2条の規定によりその例によることとされる退職手当条例第6条の4第1項及び第7条第4項」に、「同規程第7条の4第1項」を「退職手当条例第6条の4第1項」に改める。

第7条の見出しを「（雑則）」に改め、同条中「ほか、」の次に「この規程の施行に関し」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

上下水道局規程第 3 号

平成 26 年 3 月 14 日

熊本市上下水道局庁舎管理規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

熊本市上下水道局庁舎管理規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、庁舎の管理及び秩序の維持に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 庁舎 上下水道局の事務又は事業の用に供する建物、これに附属する工作物、立木等及びこれらの敷地で上下水道事業管理者の管理に属するものをいう。
- (2) 本庁舎 熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 4 5 号に存する庁舎をいう。
- (3) 本館 上下水道局本館をいう。
- (4) 別館 上下水道局別館をいう。
- (5) 本館等 本館又は別館をいう。

(庁舎管理者)

第 3 条 庁舎の管理を行わせるため、庁舎管理者を置く。

- 2 庁舎管理者は、別表の左欄に掲げる庁舎の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職にある者をもって充てる。
- 3 庁舎管理者に事故があるとき又は庁舎管理者が欠けたときは、あらかじめ庁舎管理者が指定する職員がその職務を代理する。

(庁舎管理補助者)

第 4 条 庁舎管理者は、必要に応じて職員のうちから庁舎管理補助者を指定し、その職務を補助させることができる。

(職員等の義務)

第 5 条 職員その他庁舎を利用する者（以下「職員等」という。）は、常に庁舎の保全及び秩序の維持に努めるとともに、庁舎管理者又は庁舎管理補助者（以下「庁舎管理者等」という。）が庁舎管理上必要な指示をしたときは、これに従わなければならない。

(警備員)

第 6 条 休日（熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 3 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日をいう。以下同じ。）及び時間外（休日以外の日の午後 5 時 15 分から午前 8 時 30 分までの間をいう。以下同じ。）に本館に警備員を置き、本庁舎の警備及び管理に関する業務に従事させるものとする。

(本館及び別館の玄関の開錠及び施錠)

- 第 7 条 本館及び別館の玄関は、午前 7 時 30 分に開錠し、午後 6 時に施錠するものとする。ただし、休日は、開錠しないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、庁舎管理者等が特に必要があると認めるときは、同項本文に規定する本館等の玄関の開錠時刻若しくは施錠時刻を変更し、又は休日に本館等の玄関を開錠することができる。

(休日等における入退庁)

第 8 条 休日又は時間外（以下「休日等」という。）に本館等に入庁しようとする者（警備員を除く。）は、警備員に申し出て入退庁名簿（様式第 1 号）に必要な事項を記入し、その承認を受けなければならない。

- 2 休日等に本館等から退庁しようとする者（警備員を除く。）は、警備員に申し出て入退庁名簿に必要な事項を記入しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、職員は、熊本市上下水道事業企業職員職員証規程（昭和 56 年水道

局規程第 3 号) 第 3 条第 1 項の職員証を使用して、休日等に本館等に入庁し、及び本館等から退庁することができる。

(禁止行為)

第 9 条 何人も、庁舎において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 示威又はけん騒にわたる行為
- (2) 通行の妨害になる行為
- (3) 庁舎若しくは物件を毀損し、若しくは庁舎の美観を損なう行為又は不潔な行為
- (4) 喫煙設備のない場所での喫煙
- (5) 廊下、昇降機、書庫、倉庫、物置、車庫等又は爆発若しくは引火のおそれのある物件の付近での火気の取扱い
- (6) 正当な理由のない凶器、爆発性物質等の危険物の持込み
- (7) 所定の場所以外に車両を駐停車し、又は物件を放置する行為
- (8) 面会の強要、乱暴な言動その他他人に迷惑を及ぼす行為
- (9) 正当な理由のない危険な場所又は立入禁止の場所への立入り
- (10) 前各号に掲げるもののほか、庁舎管理上不適当と認められるような行為

(許可を必要とする行為)

第 10 条 庁舎において次に掲げる行為（公用を目的とするものを除く。）をしようとする者は、あらかじめ許可申請書（様式第 2 号）により庁舎管理者に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、第 2 号から第 4 号までに掲げる行為をしようとする場合にあっては、口頭により申請することができる。

- (1) 市の機関以外のものが主催する集会又はこれに類する行為
- (2) 物品の販売、宣伝、勧誘、寄附の募集その他これらに類する行為
- (3) 広告物等の配布
- (4) 広告物等の掲示又は回覧
- (5) 看板、立札等の設置
- (6) 仮設工作物の設置その他庁舎を一時的かつ特別に使用する行為
- (7) 旗、幕、プラカード、拡声器その他これらに類するものの所持若しくは持込み又は宣伝車等の乗り入れ

2 庁舎管理者は、必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付し、又は同項の規定による申請をした者に指示をすることができる。

3 庁舎管理者は、第 1 項の許可をしたときは、当該許可を受けた者に許可書（様式第 3 号）を交付するものとする。ただし、同項第 2 号又は第 3 号に掲げる行為を許可した場合にあっては物品販売等許可証（様式第 4 号）の交付、同項第 4 号に掲げる行為を許可した場合にあっては当該広告物等に広告物等許可印（様式第 5 号）を押印することをもってこれに代えることができる。

(違反者に対する措置命令等)

第 11 条 庁舎管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該行為を中止

し、庁舎から退去し、又は当該物件を撤去するよう命ずることができる。

- (1) 第 5 条の指示に従わない者
- (2) 第 9 条の規定に違反した者
- (3) 前条第 1 項の許可を受けないで同項各号に掲げる行為をした者

2 庁舎管理者は、前条第 1 項の許可を受けた者が当該許可の内容又は同条第 2 項の条件若しくは指示に違反したときは、当該許可を取り消し、又はその者に対し、当該行為を中止し、庁舎から退去し、若しくは当該物件を撤去するよう命ずることができる。

3 庁舎管理者は、前 2 項の規定による当該物件の撤去命令を受けた者がこれに従わないとき又は当該命令を受けるべき者若しくはその者の所在が明らかでないため当該命令をすることができないときは、自ら当該物件を撤去することができる。

(盗難等の届出)

第 1 2 条 職員等は、庁舎内において盗難、遺失物、拾得物又は設備若しくは物件の破損があった場合は、直ちに庁舎管理者等に届け出なければならない。

(委任)

第 1 3 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、庁舎管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 2 6 年 3 月 1 7 日から施行する。ただし、第 6 条及び第 8 条の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

(熊本市上下水道局文書の庁内掲示に関する規程の廃止)

2 熊本市上下水道局文書の庁内掲示に関する規程(昭和 3 0 年水道局管理規程第 6 号)は、廃止する。

別表(第 3 条関係)

庁舎	職
本庁舎	上下水道局次長(総務担当)
本庁舎以外の庁舎	所管課の長

様式第 2 号 (第 10 条第 1 項関係)

許 可 申 請 書

年 月 日

庁舎管理者 (宛)

申請者 住 所

氏 名 印

下記の行為について許可を受けたいので、熊本市上下水道局庁舎管理規程第 10 条第 1 項の規定により申請します。

記

1 許可を受けようとする行為

2 目的

3 場所

4 期間

年 月 日 時 分から
年 月 日 時 分まで

5 人数又は数量

6 その他

備考 庁舎管理者が指示する見本、図面その他必要な書類等を添付し、又は提示すること。

様式第 3 号 (第 10 条第 3 項関係)

許 可 書

年 月 日

様

庁舎管理者 印

年 月 日付で申請のあった行為について、下記のとおり許可します

記

1 許可行為

2 許可場所

3 許可期間

年 月 日 時 分から

年 月 日 時 分まで

4 許可条件

様式第 4 号 (第 10 条第 3 項関係)

<p>物品販売等許可証</p> <p>No. _____</p> <p>庁舎管理者</p>

様式第 5 号 (第 10 条第 3 項関係)



上下水道局告示第 17 号

平成 26 年 3 月 3 日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、平成 26 年 3 月 3 日から 2 週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成 26 年 3 月 3 日
- 2 下水を排除し、及び処理する区域
 - (1) 中部処理区
西区池田二丁目の一部
 - (2) 東部処理区
東区佐土原二丁目、東区桜木六丁目、東区戸島四丁目及び南区田井島三丁目の各一部
 - (3) 南部処理区
南区鳶町二丁目、南区野口二丁目及び南区野口三丁目の各一部
 - (4) 西部処理区
西区小島三丁目及び西区島崎五丁目の各一部
 - (5) 熊本北部流域下水道関連処理区
北区龍田一丁目の一部
 - (6) 植木処理区
北区植木町植木及び北区植木町広住の各一部

- 3 供用を開始する排水施設の位置
前項に示す区域内
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称
 - (1) 中部処理区
西区蓮台寺五丁目 7 番 2 号
中部浄化センター
 - (2) 東部処理区
東区秋津町秋田 5 3 6 番
東部浄化センター
 - (3) 南部処理区
南区元三町四丁目 1 番 1 号
南部浄化センター
 - (4) 西部処理区
西区沖新町 4 9 4 4 番 3 号
西部浄化センター
 - (5) 熊本北部流域下水道関連処理区
北区鶴羽田町 1 2 番 1 号
熊本北部浄化センター
 - (6) 植木処理区
北区鶴羽田町 1 2 番 1 号
熊本北部浄化センター

上下水道局告示第 18 号
平成 26 年 3 月 3 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第 13 条第 2 項第 4 号の規定による届出があったので、同規程第 22 条第 4 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮原 國 臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第 5 2 9 号	熊本市南区日吉二丁目 4 番 1 号 有限会社フジイ設備 代表取締役 藤井 敏彦	平成 26 年 2 月 26 日
		営業所移転

上下水道局告示第 19 号
平成 26 年 3 月 5 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第 13 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定による届出があったので、同規程第 22 条第 4 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮原 國 臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第 5 1 1 号	荒尾市荒尾 2 8 1 0 番地 3 株式会社コウ・テック荒尾支社 支社長 溝脇 潤平	平成 2 6 年 2 月 2 8 日
		代表者及び商号の変更

上下水道局告示第 2 0 号

平成 2 6 年 3 月 6 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号）第 1 3 条第 2 項第 2 号の規定による届出があったので、同規程第 2 2 条第 4 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第 2 2 7 号	八代市松江町 4 7 3 番地 5 株式会社金剛設備工業 代表取締役 熊川 裕規	平成 2 6 年 3 月 3 日
		代表者変更

上下水道局告示第 2 1 号

平成 2 6 年 3 月 1 1 日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号）第 2 2 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第 7 1 1 号	玉名郡南関町宮尾 6 7 8 番地 エス・ケイ・ジー 代表者 居本 和雄	平成 2 6 年 3 月 6 日

教 育 委 員 会

教育長訓令第 1 号

平成 26 年 3 月 10 日

熊本市立小中学校学校事務支援室の組織及び運営に関する規程の一部を次のように改正する。

熊本市教育長 廣 塚 昌 子

熊本市立小中学校学校事務支援室の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令

熊本市立小中学校学校事務支援室の組織及び運営に関する規程（平成 20 年教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中「日吉東小学校」の次に「力合西小学校」を加える。

附 則

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

教 委 告 示 第 3 号

平成 26 年 3 月 6 日

熊本市立小学校及び中学校通学区域（平成 25 年教委告示第 4 号）の一部を次のように改正する。

熊本市教育委員会委員長 崎 元 達 郎

1 力合西小学校の新設によるもの

(1) 小学校通学区域表中

「

力合小	南区	荒尾町		全域
		荒尾一丁目	全域	
		荒尾二丁目	全域	
		荒尾三丁目	全域	
		薄場町		全域
		薄場一丁目	全域	
		薄場二丁目	全域	
		薄場三丁目	全域	
		刈草一丁目	全域	
		刈草二丁目	全域	
		刈草三丁目	全域	
		合志一丁目	全域	
		合志二丁目	全域	
		合志三丁目	全域	
		合志四丁目	全域	
		島町一丁目	全域	
		島町二丁目	全域	
		島町三丁目	全域	
		島町四丁目	全域	
		島町五丁目	全域	
白藤一丁目	全域			
白藤二丁目	全域			
白藤三丁目	全域			
白藤四丁目	全域			

		白藤五丁目	全域	
		鳶町一丁目	全域	
		鳶町二丁目	全域	
		野口町		全域
		野口一丁目	全域	
		野口二丁目	全域	
		野口三丁目	全域	
		野口四丁目	全域	
		八幡五丁目	1 番 1 号～4 号、 1 番 6 1 号～6 8 号、 2 番 3 5 号～4 0 号、 2 番 4 3 号～5 1 号	

を

力合小	南区	刈草一丁目	全域	
		刈草二丁目	全域	
		刈草三丁目	全域	
		合志一丁目	全域	
		合志二丁目	全域	
		合志三丁目	全域	
		島町四丁目	全域	
		島町五丁目	全域	
		白藤一丁目	全域	
		白藤二丁目	全域	
		白藤三丁目	全域	
		白藤四丁目	全域	
		八幡五丁目	1 番 1 号～4 号、 1 番 6 1 号～6 8 号、 2 番 3 5 号～4 0 号、 2 番 4 3 号～5 1 号	

に改め、

田迎西小	南区	出仲間一丁目	1 番、 2 番 3 8 号～5 3 号、 3 番～9 番	
		出仲間三丁目	3 番～6 番	
		出仲間四丁目	1 7 番～2 4 番	
		田迎一丁目		
		田迎二丁目		
		田迎三丁目		
		田迎四丁目		
		田迎五丁目	全域	

	田迎六丁目	全域	
	八王寺町	2 2 番	
	馬渡一丁目	全域	
	馬渡二丁目	全域	
	流通団地一丁目		1 番地～5 0 番地

を

田迎西小	南区	出仲間一丁目	1 番、 2 番 3 8 号～5 3 号、 3 番～9 番	
		出仲間三丁目	3 番～6 番	
		出仲間四丁目	1 7 番～2 4 番	
		田迎一丁目		
		田迎二丁目		
		田迎三丁目		
		田迎四丁目		
		田迎五丁目	全域	
		田迎六丁目	全域	
		八王寺町	2 2 番	
		馬渡一丁目	全域	
		馬渡二丁目	全域	
		流通団地一丁目		1 番地～5 0 番地
		力合西小	南区	荒尾町
荒尾一丁目	全域			
荒尾二丁目	全域			
荒尾三丁目	全域			
薄場町				全域
薄場一丁目	全域			
薄場二丁目	全域			
薄場三丁目	全域			
合志四丁目	全域			
島町一丁目	全域			
島町二丁目	全域			
島町三丁目	全域			
白藤五丁目	全域			
鳶町一丁目	全域			
鳶町二丁目	全域			
野口町				全域
野口一丁目	全域			
野口二丁目	全域			
野口三丁目	全域			
野口四丁目	全域			

に改める。

(2) 中学校通学区域表中

「

力合中	南区	荒尾町		全域	力合小
		荒尾一丁目	全域		
		荒尾二丁目	全域		
		荒尾三丁目	全域		
		薄場町		全域	
		薄場一丁目	全域		
		薄場二丁目	全域		
		薄場三丁目	全域		
		刈草一丁目	全域		
		刈草二丁目	全域		
		刈草三丁目	全域		
		合志一丁目	全域		
		合志二丁目	全域		
		合志三丁目	全域		
		合志四丁目	全域		
		島町一丁目	全域		
		島町二丁目	全域		
		島町三丁目	全域		
		島町四丁目	全域		
		島町五丁目	全域		
		白藤一丁目	全域		
		白藤二丁目	全域		
		白藤三丁目	全域		
		白藤四丁目	全域		
		白藤五丁目	全域		
		鳶町一丁目	全域		
		鳶町二丁目	全域		
		野口町		全域	
		野口一丁目	全域		
		野口二丁目	全域		
野口三丁目	全域				
野口四丁目	全域				
八幡五丁目	1 番 1 号～ 4 号、 1 番 6 1 号～ 6 8 号、 2 番 3 5 号～ 4 0 号、 2 番 4 3 号～ 5 1 号				

」

を

「

力合中	南区	刈草一丁目	全域		力合小
		刈草二丁目	全域		
		刈草三丁目	全域		
		合志一丁目	全域		
		合志二丁目	全域		
		合志三丁目	全域		
		島町四丁目	全域		
		島町五丁目	全域		
		白藤一丁目	全域		
		白藤二丁目	全域		
		白藤三丁目	全域		
		白藤四丁目	全域		
		八幡五丁目	1 番 1 号～4 号、 1 番 6 1 号～6 8 号、 2 番 3 5 号～4 0 号、 2 番 4 3 号～5 1 号		
		荒尾町		全域	
	荒尾一丁目	全域		力合西小	
	荒尾二丁目	全域			
	荒尾三丁目	全域			
	薄場町		全域		
	薄場一丁目	全域			
	薄場二丁目	全域			
	薄場三丁目	全域			
	合志四丁目	全域			
	島町一丁目	全域			
	島町二丁目	全域			
	島町三丁目	全域			
	白藤五丁目	全域			
	鳶町一丁目	全域			
	鳶町二丁目	全域			
野口町		全域			
野口一丁目	全域				
野口二丁目	全域				
野口三丁目	全域				
野口四丁目	全域				

」

に改める。

2 城南町さんさん一丁目、二丁目の新設等によるもの

- (1) 小学校通学区域表中

「

杉上小	南区	城南町赤見		全域
		城南町碓		全域
		城南町出水		全域
		城南町今吉野		260番地～1218番地、 1246番地～1272番地3、 1291番地4～1317番地3、 1840番地、 1919番地1～1919番地3
		城南町坂野		全域
		城南町高		全域
		城南町千町		全域
		城南町築地		全域
		城南町永		全域
		城南町丹生宮		全域
		城南町舞原		688番地1～844番地99、 898番地6～1148番地、 1310番地～1487番地2
隈庄小	南区	城南町今吉野		2番地、 3番地1～3番地4、 4番地、 5番地1～5番地21、 7番地2、 8番地1、 8番地3～8番地8、 9番地1～9番地2、 10番地、 12番地、 13番地1～13番地3、 14番地～19番地3、 21番地～22番地、 29番地1、 40番地1、 1242番地1～1243番地1、 1278番地1～1285番地、 1287番地1～1287番地2、 1287番地5～1288番地、 1320番地～1324番地5
		城南町隈庄		全域
		城南町島田		全域
		城南町下宮地		全域
		城南町舞原		1番地1～687番地2、 845番地898番地5、 1242番地～1246番地1、 1248番地1～1250番地1

		城南町宮地		全域
		城南町六田		全域

を

杉上小	南区	城南町赤見		全域
		城南町碓		全域
		城南町出水		全域
		城南町今吉野		全域
		城南町坂野		全域
		城南町高		全域
		城南町千町		全域
		城南町築地		全域
		城南町永		全域
		城南町丹生宮		全域
		城南町舞原		無番地、 688番地1～844番地99、 898番地6～1487番地2
		城南町宮地		2103番地～2105番地
		隈庄小	南区	城南町隈庄
城南町さんさん一丁目				全域
城南町さんさん二丁目				全域
城南町島田				全域
城南町下宮地				全域
城南町舞原				1番地1～687番地2、 845番地898番地5
城南町宮地				1番地～2102番地、 2106番地9999番地
城南町六田				全域

に改める。

(2) 中学校通学区域の表中

下益城 城南中	南区	城南町赤見		全域	杉上小
		城南町碓		全域	
		城南町出水		全域	

	城南町今吉野	260番地～1218番地、 1246番地～1272番地 3、 1291番地4～1317番 地3、 1840番地、 1919番地1～1919番 地3	
	城南町坂野	全域	
	城南町高	全域	
	城南町千町	全域	
	城南町築地	全域	
	城南町永	全域	
	城南町丹生宮	全域	
	城南町舞原	688番地1～844番地9 9、 898番地6～1148番地、 1310番地～1487番地 2	
	城南町今吉野	2番地、 3番地1～3番地4、 4番地、 5番地1～5番地21、 7番地2、 8番地1、 8番地3～8番地8、 9番地1～9番地2、 10番地、 12番地、 13番地1～13番地3、 14番地～19番地3、 21番地～22番地、 29番地1、 40番地1、 1242番地1～1243番 地1、 1278番地1～1285番 地、 1287番地1～1287番 地2、 1287番地5～1288番 地、 1320番地～1324番地 5	隈庄小
	城南町隈庄	全域	

城南町島田		全域	
城南町下宮地		全域	
城南町舞原		1 番地 1～6 8 7 番地 2、 8 4 5 番地 8 9 8 番地 5、 1 2 4 2 番地～1 2 4 6 番地 1、 1 2 4 8 番地 1～1 2 5 0 番 地 1	
城南町宮地		全域	
城南町六田		全域	
(略)			

を

下益城 城南中	南区	城南町赤見		全域	杉上小
		城南町碓		全域	
		城南町出水		全域	
		城南町今吉野		全域	
		城南町坂野		全域	
		城南町高		全域	
		城南町千町		全域	
		城南町築地		全域	
		城南町永		全域	
		城南町丹生宮		全域	
		城南町舞原		無番地、 6 8 8 番地 1～8 4 4 番地 9 9、 8 9 8 番地 6～1 4 8 7 番地 2	
		城南町宮地		2 1 0 3 番地～2 1 0 5 番地	
		城南町隈庄		全域	隈庄小
		城南町さん さん一丁目		全域	
		城南町さん さん二丁目		全域	
		城南町島田		全域	
		城南町下宮地		全域	
		城南町舞原		1 番地 1～6 8 7 番地 2、 8 4 5 番地 8 9 8 番地 5	
		城南町宮地		1 番地～2 1 0 2 番地、 2 1 0 6 番地 9 9 9 9 番地	
		城南町六田		全域	
(略)					

に改める。

3 地元地域の協議によるもの

(1) 小学校通学区域の表中

「

壺川小	中央区	内坪井町	全域	
		京町本丁	1 番 1 号～2 2 号、 1 番 3 2 号～8 4 号、 5 番 1 号～2 4 号、 5 番 5 4 号～1 0 5 号、 6 番 1 号～5 4 号、 6 番 6 2 号～1 1 0 号、 7 番～1 0 番	
		京町一丁目	全域	
		京町二丁目	全域	
		壺川一丁目	全域	
		壺川二丁目	全域	
		坪井一丁目	1 番、 4 番、5 番、 7 番～9 番	
		坪井三丁目	1 番～4 番	
		坪井四丁目	1 番 1 号～1 0 号、 1 番 2 7 号～3 9 号	
		坪井五丁目	全域	
		二の丸	3 番	
		古京町	1 番、 2 番、 3 番 1 号～2 号	

」

を

「

壺川小	中央区	内坪井町	全域	
		京町本丁	1 番 1 号～2 2 号、 1 番 3 2 号～8 4 号、 5 番 1 号～2 4 号、 5 番 5 4 号～1 0 5 号、 6 番 1 号～5 4 号、 6 番 6 2 号～1 1 0 号、 7 番～1 0 番	
		京町一丁目	全域	
		京町二丁目	全域	
		壺川一丁目	全域	
		壺川二丁目	全域	
		坪井一丁目	1 番、 4 番、5 番、 7 番～9 番	
		坪井三丁目	1 番～4 番	

		坪井四丁目	1 番 1 号～1 0 号、 1 番 2 7 号～3 9 号	
		坪井五丁目	全域	
		二の丸	3 番	
		古京町	1 番、 2 番、 3 番 1 号～2 号	
	北区	津浦町	1 番～3 番、 4 番 1 号～5 号、 4 番 1 5 号～2 8 号、 5 番、 7 番 1 7 号～5 8 号、 1 0 番 2 0 号～2 2 号、 1 0 番 2 5 号、 1 1 番～1 3 番	

に改め、

「

高平台 小	北区	池田三丁目	1 番～1 3 番、 1 4 番 1 6 号～3 2 号、 1 5 番～2 2 番、 2 3 番 1 9 号～2 5 号、 2 4 番～3 0 番、 5 6 番～5 7 番	1 2 7 2 番地、 1 3 3 5 番地、 1 3 4 3 番地
		打越町	全域	
		大窪一丁目	全域	
		大窪二丁目	1 番～7 番、 8 番 1 号～2 2 号、 8 番 7 3 号～8 1 号、 9 番 1 号～1 1 号、 9 番 7 3 号～1 0 4 号	
		大窪三丁目	全域	
		大窪四丁目	全域	
		大窪五丁目	全域	
		高平一丁目	全域	
		高平二丁目	全域	
		高平三丁目	全域	
		津浦町	1 番～3 番、 4 番 1 号～5 号、 4 番 1 5 号～2 8 号、 5 番、 7 番 1 7 号～5 8 号、 9 番～4 8 番	
		山室一丁目	全域	
		山室二丁目	全域	

	山室三丁目	全域	
	山室四丁目	全域	
	山室五丁目	全域	
	山室六丁目	全域	

を

高平台 小	北区	池田三丁目	1 番～1 3 番、 1 4 番 1 6 号～3 2 号、 1 5 番～2 2 番、 2 3 番 1 9 号～2 5 号、 2 4 番～3 0 番、 5 6 番～5 7 番	1 2 7 2 番地、 1 3 3 5 番地、 1 3 4 3 番地
		打越町	全域	
		大窪一丁目	全域	
		大窪二丁目	1 番～7 番、 8 番 1 号～2 2 号、 8 番 7 3 号～8 1 号、 9 番 1 号～1 1 号、 9 番 7 3 号～1 0 4 号	
		大窪三丁目	全域	
		大窪四丁目	全域	
		大窪五丁目	全域	
		高平一丁目	全域	
		高平二丁目	全域	
		高平三丁目	全域	
		津浦町	9 番、 1 0 番 1 号～1 9 号、 1 4 番～4 8 番	
		山室一丁目	全域	
		山室二丁目	全域	
		山室三丁目	全域	
		山室四丁目	全域	
山室五丁目	全域			
山室六丁目	全域			

に改める。

(2) 中学校通学区域の表中

京陵中	中央区	内坪井町	全域		壺川小
		京町本丁	1 番 1 号～2 2 号、 1 番 3 2 号～8 4 号、 5 番 1 号～2 4 号、 5 番 5 4 号～1 0 5 号、 6 番 1 号～5 4 号、 6 番 6 2 号～1 1 0 号、 7 番～1 0 番		
		京町一丁目	全域		
		京町二丁目	全域		
		壺川一丁目	全域		
		壺川二丁目	全域		
		坪井一丁目	1 番、 4 番～5 番、 7 番～9 番		
		坪井三丁目	1 番～4 番		
		坪井四丁目	1 番 1 号～1 0 号、 1 番 2 7 号～3 9 号		
		坪井五丁目	全域		
		二の丸	3 番		
		古京町	1 番～2 番、 3 番 1 号～2 号		
	(略)				
	北区	池田三丁目	1 番～1 3 番、 1 4 番 1 6 号～3 2 号、 1 5 番～2 2 番、 2 3 番 1 9 号～2 5 号、 2 4 番～3 0 番、 5 6 番～5 7 番	1 2 7 2 番地、 1 3 3 5 番地、 1 3 4 3 番地	高平小
		打越町	全域		
		大窪一丁目	全域		
		大窪二丁目	1 番～7 番、 8 番 1 号～2 2 号、 8 番 7 3 号～8 1 号、 9 番 1 号～1 1 号、 9 番 7 3 号～1 0 4 号		
		大窪三丁目	全域		
		大窪四丁目	全域		
		大窪五丁目	全域		
高平一丁目		全域			
高平二丁目		全域			
高平三丁目		全域			

	津浦町	1 番～3 番、 4 番 1 号～5 号、 4 番 1 5 号～2 8 号、 5 番、 7 番 1 7 号～5 8 号、 9 番～4 8 番	
	山室一丁目	全域	
	山室二丁目	全域	
	山室三丁目	全域	
	山室四丁目	全域	
	山室五丁目	全域	
	山室六丁目	全域	
	(略)		

を

「

京陵中	中央区	内坪井町	全域	壺川小
		京町本丁	1 番 1 号～2 2 号、 1 番 3 2 号～8 4 号、 5 番 1 号～2 4 号、 5 番 5 4 号～1 0 5 号、 6 番 1 号～5 4 号、 6 番 6 2 号～1 1 0 号、 7 番～1 0 番	
		京町一丁目	全域	
		京町二丁目	全域	
		壺川一丁目	全域	
		壺川二丁目	全域	
		坪井一丁目	1 番、 4 番～5 番、 7 番～9 番	
		坪井三丁目	1 番～4 番	
		坪井四丁目	1 番 1 号～1 0 号、 1 番 2 7 号～3 9 号	
		坪井五丁目	全域	
		二の丸	3 番	
古京町	1 番～2 番、 3 番 1 号～2 号			

	北区	津浦町	1 番～3 番、 4 番 1 号～5 号、 4 番 15 号～28 号、 5 番、 7 番 17 号～58 号、 10 番 20 号～22 号、 10 番 25 号、 11 番～13 番		
	(略)				
北区		池田三丁目	1 番～13 番、 14 番 16 号～32 号、 15 番～22 番、 23 番 19 号～25 号、 24 番～30 番、 56 番～57 番	1272 番地、 1335 番地、 1343 番地	高平台 小
		打越町	全域		
		大窪一丁目	全域		
		大窪二丁目	1 番～7 番、 8 番 1 号～22 号、 8 番 73 号～81 号、 9 番 1 号～11 号、 9 番 73 号～104 号		
		大窪三丁目	全域		
		大窪四丁目	全域		
		大窪五丁目	全域		
		高平一丁目	全域		
		高平二丁目	全域		
		高平三丁目	全域		
		津浦町	9 番、 10 番 1 号～19 号、 14 番～48 番		
		山室一丁目	全域		
		山室二丁目	全域		
		山室三丁目	全域		
		山室四丁目	全域		
		山室五丁目	全域		
	山室六丁目	全域			
	(略)				

」

に改める。

4 その他

(1) 小学校通学区域表中

「

画図小	東区	出水四丁目	4番、 17番12号～28号、 18番～20番、 21番4号～15号	
		画図東一丁目	全域	
		画図東二丁目	全域	
		画図町大字上無田		全域
		画図町大字重富		全域
		画図町大字下江津		全域
		画図町大字下無田		全域
		画図町大字所島		全域
		江津一丁目	全域	
		江津二丁目	1番1号～16号、 2番～8番、 9番1号～14号、 10番～31番、 32番10号、 32番15号～104号、 34番～37番	
		江津三丁目	1番～2番、 3番1号～21号、 3番30号、 3番22号～23号、 3番31号～32号、 3番50号、 4番～15番	
		江津四丁目	1番～8番、 9番14号～21号	
		下江津一丁目	全域	
		下江津二丁目	全域	
		下江津三丁目	全域	
		下江津四丁目	全域	
下江津五丁目	全域			
下江津六丁目	全域			
下江津七丁目	全域			
下江津八丁目	全域			

」

を

「

画図小	東区	出水四丁目	4番、 17番12号～28号、 18番～20番、 21番4号～15号	
		画図東一丁目	全域	
		画図東二丁目	全域	
		画図町大字上無田		全域
		画図町大字重富		全域
		画図町大字下江津		全域
		画図町大字下無田		全域
		画図町大字所島		全域
		江津一丁目	全域	
		江津二丁目	1番1号～16号、 2番～8番、 9番1号～14号、 10番～31番、 32番10号、 32番15号～104号、 34番～37番	217番地1
		江津三丁目	1番～2番、 3番1号～21号、 3番30号、 3番22号～23号、 3番31号～32号、 3番50号、 4番～15番	
		江津四丁目	1番～8番、 9番7号 9番14号～21号	
		下江津一丁目	全域	
		下江津二丁目	全域	
		下江津三丁目	全域	
		下江津四丁目	全域	
		下江津五丁目	全域	
		下江津六丁目	全域	
下江津七丁目	全域			
下江津八丁目	全域			

」

に改め、

「

松尾西小	西区	松尾町上松尾		3562番地～5342番地
		松尾町近津		全域

を

「

松尾西小	西区	松尾町上松尾	無番地、 3 5 6 2 番地～5 3 4 2 番地
		松尾町近津	全域

に改め、

「

麻生田小	北区	麻生田一丁目	全域
		麻生田二丁目	1 番～5 番、 6 番 1 号～1 1 号、 7 番～1 2 番、 1 4 番 1 号～1 3 号、 1 4 番 1 5 6 号～1 7 0 号
		麻生田三丁目	全域
		麻生田四丁目	1 番、 3 番～2 8 番
		麻生田五丁目	全域
		兔谷三丁目	1 番～4 番、 6 番
		清水新地三丁目	5 番 1 号～3 3 号、 6 番～7 番
		清水新地五丁目	9 番～1 6 番
		清水新地六丁目	全域
		清水新地七丁目	全域
		清水岩倉二丁目	7 番 2 5 号～5 8 号、 8 番～2 4 番
清水岩倉三丁目	1 番～2 4 番 1 号、 2 4 番 5 号～6 号、 2 5 番 2 0 号～2 2 号		

を

「

麻生田小	北区	麻生田一丁目	全域
		麻生田二丁目	1 番～5 番、 6 番 1 号～1 1 号、 7 番～1 2 番、 1 4 番 1 号～1 3 号、 1 4 番 1 5 0 号～1 7 0 号
		麻生田三丁目	全域
		麻生田四丁目	1 番、

		3 番～2 8 番	
	麻生田五丁目	全域	
	兔谷三丁目	1 番～4 番、 6 番	
	清水新地三丁目	5 番 1 号～3 3 号、 6 番～7 番	
	清水新地五丁目	9 番～1 6 番	
	清水新地六丁目	全域	
	清水新地七丁目	全域	
	清水岩倉二丁目	7 番 2 5 号～5 8 号、 8 番～2 4 番	
	清水岩倉三丁目	1 番～2 4 番 1 号、 2 4 番 5 号～6 号、 2 5 番 2 0 号～2 2 号	

」

に改め、

「

菱形小	北区	植木町上古閑	全域
		植木町円台寺	全域
		植木町木留	全域
		植木町大和	全域
		植木町滴水	1 1 4 1 番地～1 1 4 1 番 地 9 9、 1 4 1 4 番地～1 7 0 5 番 地 9 9
		植木町轟	以下を除く植木町轟全域 6 1 9 番地～6 1 9 番地 9 9、 6 2 5 番地～6 2 5 番地 9 9、 1 8 7 3 番地～1 8 7 3 番 地 9 9、 2 5 1 3 番地～2 5 1 3 番 地 9 9
		植木町那知	全域
		植木町平野	3 2 1 番地 2、 3 4 7 番地 2、 3 4 7 番地 7、 3 4 8 番地 2
		植木町辺田野	全域

」

を

「

菱形小	北区	植木町上古閑		全域
		植木町円台寺		全域
		植木町木留		全域
		植木町大和		全域
		植木町滴水		1 1 4 1 番地～1 1 4 1 番地 9 9、 1 4 1 4 番地～1 7 0 5 番地 9 9、 1 7 5 6 番地 6
		植木町轟		以下を除く植木町轟全域 6 1 9 番地～6 1 9 番地 9 9、 6 2 5 番地～6 2 5 番地 9 9、 1 8 7 3 番地～1 8 7 3 番地 9 9、 2 5 1 3 番地～2 5 1 3 番地 9 9
		植木町那知		全域
		植木町平野		3 2 1 番地 2、 3 4 7 番地 2、 3 4 7 番地 7、 3 4 8 番地 2
植木町辺田野		全域		

」

に改める。

(2) 中学校通学区域の表中

「

城西中	西区	(略)			
		松尾町上松尾		3 5 6 2 番地～5 3 4 2 番地	松尾西小
		松尾町近津		全域	
		(略)			

」

を

「

城西中	西区	(略)			
		松尾町上松尾		無番地、 3 5 6 2 番地～5 3 4 2 番地	松尾西小
		松尾町近津		全域	
		(略)			

」

に改め、

「

出水南中	東区	出水四丁目	4番、 17番12号～28号、 18番～20番、 21番4号～15号		画図小の 一部
		画図町大字重富		全域	
		画図町大字下無田		全域	
		画図町大字所島		全域	
		江津一丁目	全域		
		江津二丁目	1番1号～16号、 2番～8番、 9番1号～14号、 10番～31番、 32番1号～9号、 32番10号、 32番12号～13号、 32番15号～104号、 32番105号～113号、 33番～37番		
		江津三丁目	1番～2番、 3番1号～21号、 3番30号、 3番50号、 4番～15番		
江津四丁目	1番～8番、 9番14号～21号				
(略)					

」

を

「

出水南中	東区	出水四丁目	4番、 17番12号～28号、 18番～20番、 21番4号～15号		画図小の 一部
		画図町大字重富		全域	
		画図町大字下無田		全域	
		画図町大字所島		全域	
		江津一丁目	全域		
		江津二丁目	1番1号～16号、	217番地	

			2番～8番、 9番1号～14号、 10番～31番、 32番1号～9号、 32番10号、 32番12号～13号、 32番15号～104号、 32番105号～113号、 33番～37番	1	
		江津三丁目	1番～2番、 3番1号～21号、 3番30号、 3番50号、 4番～15番		
		江津四丁目	1番～8番、 9番7号、 9番14号～21号		
(略)					

に改め、

「

		(略)		
清水中	北区	麻生田一丁目	全域	麻生田小
		麻生田二丁目	1番～5番、 6番1号～11号、 7番～12番、 14番1号～13号、 14番156号～170号	
		麻生田三丁目	全域	
		麻生田四丁目	1番、 3番～28番	
		麻生田五丁目	全域	
		兔谷三丁目	1番～4番、 6番	
		清水新地三丁目	5番1号～33号、 6番～7番	
		清水新地五丁目	9番～16番	
		清水新地六丁目	全域	
		清水新地七丁目	全域	
		清水岩倉二丁目	7番25号～58号、 8番～24番	

		清水岩倉三丁目	1 番～2 4 番 1 号、 2 4 番 5 号～6 号、 2 5 番 2 0 号～2 2 号		
(略)					

を

清水中	北区	(略)				麻生田小
		麻生田一丁目	全域			
		麻生田二丁目	1 番～5 番、 6 番 1 号～1 1 号、 7 番～1 2 番、 1 4 番 1 号～1 3 号、 1 4 番 1 5 0 号～1 7 0 号			
		麻生田三丁目	全域			
		麻生田四丁目	1 番、 3 番～2 8 番			
		麻生田五丁目	全域			
		兔谷三丁目	1 番～4 番、 6 番			
		清水新地三丁目	5 番 1 号～3 3 号、 6 番～7 番			
		清水新地五丁目	9 番～1 6 番			
		清水新地六丁目	全域			
		清水新地七丁目	全域			
		清水岩倉二丁目	7 番 2 5 号～5 8 号、 8 番～2 4 番			
		清水岩倉三丁目	1 番～2 4 番 1 号、 2 4 番 5 号～6 号、 2 5 番 2 0 号～2 2 号			
(略)						

に改め、

鹿南中	北区	(略)				菱形小
		植木町上古閑		全域		
		植木町円台寺		全域		
		植木町木留		全域		
		植木町大和		全域		
		植木町滴水		1 1 4 1 番地～1 1 4 1 番地 9 9 1 4 1 4 番地～1 7 0 5 番地 9 9		
		植木町轟		以下を除く植木町轟全域		

		6 1 9 番地～6 1 9 番地 9 9 6 2 5 番地～6 2 5 番地 9 9 1 8 7 3 番地～1 8 7 3 番地 9 9 2 5 1 3 番地～2 5 1 3 番地 9 9	
	植木町那知	全域	
	植木町平野	3 2 1 番地 2 3 4 7 番地 2 3 4 7 番地 7 3 4 8 番地 2	
	植木町辺田野	全域	
		(略)	

を

		(略)	
	植木町上古閑	全域	
	植木町円台寺	全域	
	植木町木留	全域	
	植木町大和	全域	
	植木町滴水	1 1 4 1 番地～1 1 4 1 番地 9 9 1 4 1 4 番地～1 7 0 5 番地 9 9 1 7 5 6 番地 6	
鹿南中	北区	以下を除く植木町轟全域 6 1 9 番地～6 1 9 番地 9 9 6 2 5 番地～6 2 5 番地 9 9 1 8 7 3 番地～1 8 7 3 番地 9 9 2 5 1 3 番地～2 5 1 3 番地 9 9	菱形小
	植木町那知	全域	
	植木町平野	3 2 1 番地 2 3 4 7 番地 2 3 4 7 番地 7 3 4 8 番地 2	
	植木町辺田野	全域	
		(略)	

に改める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

選挙管理委員会

中選管告示第6号

平成26年3月10日

中央区選挙管理委員中に欠員が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第3項の規定により、平成26年3月2日付けで次のとおり委員を補欠する。

熊本市中央区選挙管理委員会委員長 嶋田 幾雄

氏 名	住 所
谷口 博通	熊本市中央区子飼本町15-21

農業委員会

農委公告第3号

平成26年3月3日

熊本市農業委員会総会会議規則（平成24年農委規則第1号）第2条により農業委員会総会を次のとおり招集する。

熊本市農業委員会会長 森 日出輝

- 1 日時 平成26年3月7日（金）午後3時
- 2 場所 市役所14階大ホール
- 3 議題
 - 第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）
 - 第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請
 - 第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請
 - 第4号議案 競売買受適格証明願（転用目的）
 - 第5号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（12号）
 - 第6号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明願